



市報

きよせ

税の申告 特集号

発行：清瀬市 編集：企画部秘書広報課
〒204-8511 清瀬市中里五丁目842
☎ 042-492-5111 (代表) FAX 042-492-2415
メール：kouhou@city.kiyose.lg.jp
URL：https://www.city.kiyose.lg.jp/



市ホームページは
こちら

市・都民税の申告は**市役所**へ 所得税などの申告(確定申告)は**東村山税務署**へ

申告期間

2月16日(水)～3月15日(火)

課税課市民税係
☎042-497-2040

市・都民税の申告は市役所で、所得税などの申告(確定申告)は東村山税務署で受け付けます。なお、令和3年中に清瀬市内に転入された方や令和3年度市・都民税申告書を提出された方には、1月下旬に令和4年度市・都民税申告書を送付する予定です。市民の皆さまには昨年に引き続き、郵送やインターネットでの申告をご活用いただき、来庁される場合には感染対策にご協力ください。

■市・都民税申告期間・申告受付会場

場所	期間	受付時間
生涯学習センター	2月2日(水)～4日(金)	午前9時30分～午後3時30分
松山地域市民センター	2月7日(月)・8日(火)	午前9時(予定)～11時、 午後1時～4時
竹丘地域市民センター	2月9日(水)・10日(木)	
清瀬市役所2階 市民協働ルーム	2月16日(水)～3月15日(火) (土・日曜日、祝日を除く)	午前9時～午後3時


生涯学習センター、松山・竹丘地域市民センターは早期の受け付けです。会場設営ができ次第のご案内となるため、開始時間が前後する場合があります。また、改修工事のため、今年は、野塩地域市民センターでの受け付けは行いません。恐れ入りますが、松山地域市民センターなどをご利用ください。なお、東村山税務署では、例年より早く2月1日から確定申告の受け付けが始まります。

■清瀬市役所受付会場について

新庁舎開庁に伴い、昨年とは受付会場が異なりますのでご注意ください。また、混雑が予想されますので、引き続き郵送での申告にご協力をお願いします。**【受付会場】**市役所本庁舎2階 市民協働ルーム

税理士会による確定申告無料相談会

個人消費税・所得税の申告書を作成して提出できます。
■2月2日(水)～4日(金)午前9時30分～午後3時30分 ■場アミューホール(生涯学習センター7階) ■電話または申込みフォームで東京税理士会東村山支部☎0570-007-695へ
 ※譲渡所得など複雑な内容の申告については税務署をご利用ください。
 ※人数制限があり、原則事前予約制です。各実施日の2日前までにお申込みください。



申込みフォーム
はこちら

郵送やインターネットで申告しましょう

市・都民税の申告







市役所に郵送で 提出できます

※必要書類については、本号3面をご覧ください。

所得税などの申告(確定申告)







e-Taxでの提出や 国税庁ホームページで 作成した申告書を税務署 へ郵送で提出できます

※e-Taxであれば、源泉徴収票や控除証明書等の提出を省略できます。添付を省略できる書類は国税庁ホームページでご確認ください。


会場での新型コロナ
ウイルス感染症
感染拡大防止に
ご協力を



マスクの着用をお願いします



受付時の検温にご協力をお願いします



混雑状況により人数制限を行います